

産業廃棄物処分業許可証

住 所 群馬県前橋市天川大島町三丁目33番地の5

氏 名 小幡解体興業株式会社
代表取締役 貫井雅人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 令和 元年12月28日

許可の有効期限 令和 6年12月27日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破碎（移動式））、中間処理（破碎）、中間処理（選別）

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理（破碎（移動式））

①ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、②がれき類（以上2種類）

中間処理（破碎）

①がれき類（以上1種類）

中間処理（選別）

①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤金属くず、⑥ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑦がれき類（以上7種類）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設（破碎（移動式））の設置場所

前橋市及び高崎市の区域を除く群馬県内一円（産業廃棄物の発生現場に限る。駐機場所：群馬県渋川市半田字元中島2771番1外3筆）

イ 中間処理施設（破碎（移動式））の設置年月日

平成16年 7月23日

中間処理施設（破碎（移動式））の許可年月日及び許可番号

平成16年 6月24日 群馬県第234-0号

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 破碎（移動式）

産業廃棄物の種類及び能力

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [528t/日]

様式第九号（第十条の六関係）

がれき類 [1, 408 t/日]

- エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所
移動式のため該当なし
- (2) ア 中間処理施設（破碎）の設置場所
群馬県渋川市半田字元中島 2766 番 1、2767 番、2768 番 1、2769 番 1
及び 2770 番 1
- イ 中間処理施設（破碎）の設置年月日
平成 20 年 2 月 8 日
中間処理施設（破碎）の許可年月日及び許可番号
平成 20 年 1 月 23 日 群馬県第 307 - 0 号
- ウ 中間処理施設の最大処理能力
(7) 施設の種類 破碎
産業廃棄物の種類及び能力
がれき類 [1, 120 t/日]
- エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所
群馬県渋川市半田字元中島 2766 番 1、2767 番、2768 番 1、2769 番 1
及び 2770 番 1
- オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力
保管面積 951 m² 保管容量 1,898 m³
- (3) ア 中間処理施設（選別）の設置場所
群馬県渋川市半田字元中島 2771 番 1、2772 番 1、2773 番及び 2774 番
- イ 中間処理施設（選別）の設置年月日
平成 22 年 5 月 21 日
- ウ 中間処理施設の最大処理能力
(7) 施設の種類 選別
産業廃棄物の種類及び能力
廃プラスチック類
紙くず
木くず
繊維くず
金属くず
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
がれき類 [64 m³/日]
- エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所
群馬県渋川市半田字元中島 2771 番 1、2772 番 1、2773 番及び 2774 番
- オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力
保管面積 147 m² 保管容量 150.8 m³

3 許可の条件
なし

4 許可の更新、変更の状況
平成 16 年 12 月 28 日 新規許可
平成 20 年 7 月 23 日 変更許可

様式第九号（第十条の六関係）

平成21年12月28日	更新許可
平成22年 7月23日	変更許可
平成26年12月28日	更新許可
令和 元年12月28日	更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・☒無